

障害者の雇用――

週20時間未満も促進

厚労省 納付金の対象化検討

厚生労働省は、週20時間未満の短い労働を希望する障害者の雇用に企業を促す検討に入った。企業での就労を望みながらも、疲れやす

く継続して働くことが難しい精神障害者らのニーズが大きいと判断。納付金制度の対象とし、企業にインセンティブを与えることも視野に入れる。

11日の「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」（座長 阿部正浩・中央大教授）で具体的な議論を始めた。精神障害者の家族会で構成する「全国精神保健福祉会連合会」（みんなねっこ）の本條義和理事長は同日の会合で「大

変ありがたい」と発言した。厚労省は同研究会報告を今夏にもまとめ、関係法令の改正を検討する考えだ。

厚労省の障害者雇用実態調査（2013年度）によると、週20時間未満働く人（推計）は身体障害者が約2万3800人、知的障害者が約1万5600人、精神障害者が約2000人。

こうした障害者を雇っても、その企業の雇用率には反映されず、納付金制度の対象にもならない。同研究会は近年、短時間労働を望む人が増える半面、そうした人が事実上労働市場の外にいとみて

いる。納付金制度とは法定雇用率未達成企業から納付金を徴収し、達成企業などに調整金・報奨金を支給するもの。厚労省はこの仕組みを活用し、週20時間未満働く障害者の所定労働時間に応じて、その企業に支給することを念頭に置いている。入院しながら「テレワーク」で企業の広報業務を週10時間ほど担う重度身体障害者や、通信会社で英訳を週1日4時間手掛ける精神障害者・発達障害者の例を挙げ、生活保護や障害福祉サービスだけに頼らない働き方を広げる考えを示した。

（福田敏克）